

資料 3

防災ボランティア活動検討会（第 2 回）

立上げ・運営の資金に関する「情報・ヒント集」

目 次

1．センターの立上げ、運営に必要な資金額	1
2．災害ボランティア活動にかかる資金の内容	4
3．災害ボランティア活動に活用できる基金の事例	7

内 閣 府（防災担当）

平成 1 7 年 3 月 2 8 日

1. センターの立上げ・運営に必要な資金額

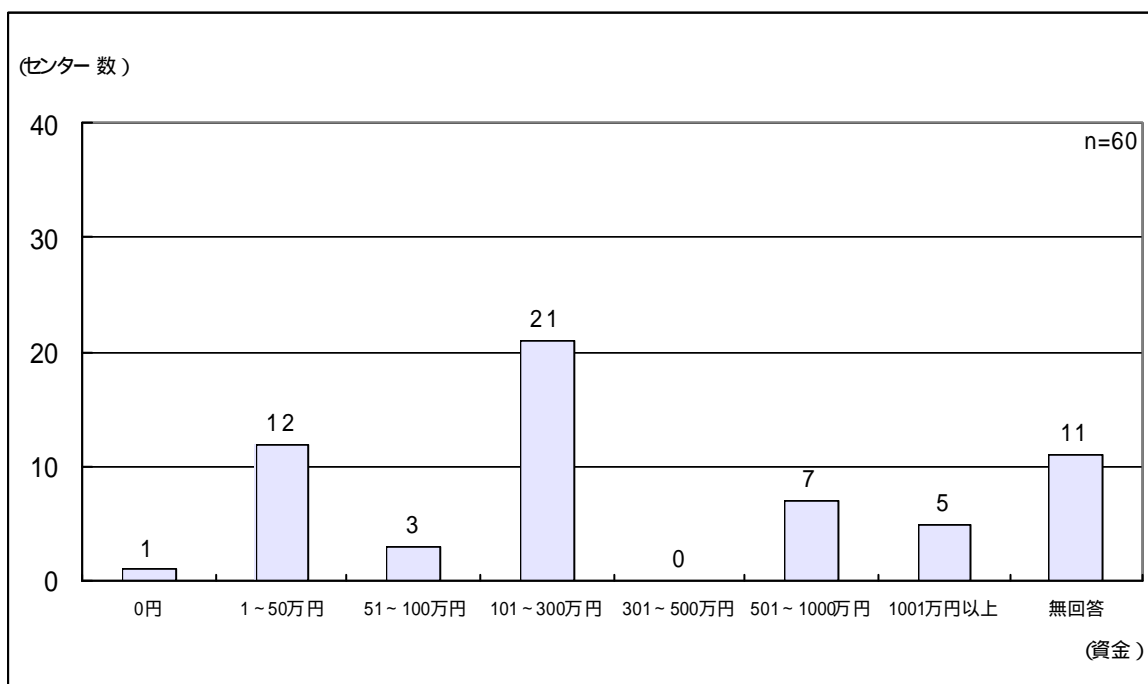
災害ボランティアセンターの立上げ及び運営には、一定の経費がかかるのが通常であり、その確保の方策をあらかじめ考えておくことが求められる。

センター設置・運営にかかった金額

今年度設置された災害ボランティアセンターへのアンケート調査（「災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。平成16年度に設置された災害ボランティアセンターへのアンケート。」）の結果をみると、災害ボランティアセンターの設置及び運営のためにかかった金額は、災害の種類や災害の規模によってその活動が大きく変わるため、0円から1000万円以上まで金額の幅が広いが、一番多いのは101万円～300万円であり、次に多いのが1万円～50万円となっている（図1）。

なお、水害では1週間程度の短期に集中的に活動が行われるが、地震災害では、応急対応から仮設住宅の支援までボランティア活動の支援期間が長くなるのが一般的であり、運営にかかる費用はこの点にも影響を受けると考えられる。

図1 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた合計資金



災害ボランティアセンターの設置時、運営時それぞれ調達した金額は図2及び図3のグラフのようになる。

図2 災害ボランティアセンターの設置時に使われた資金額

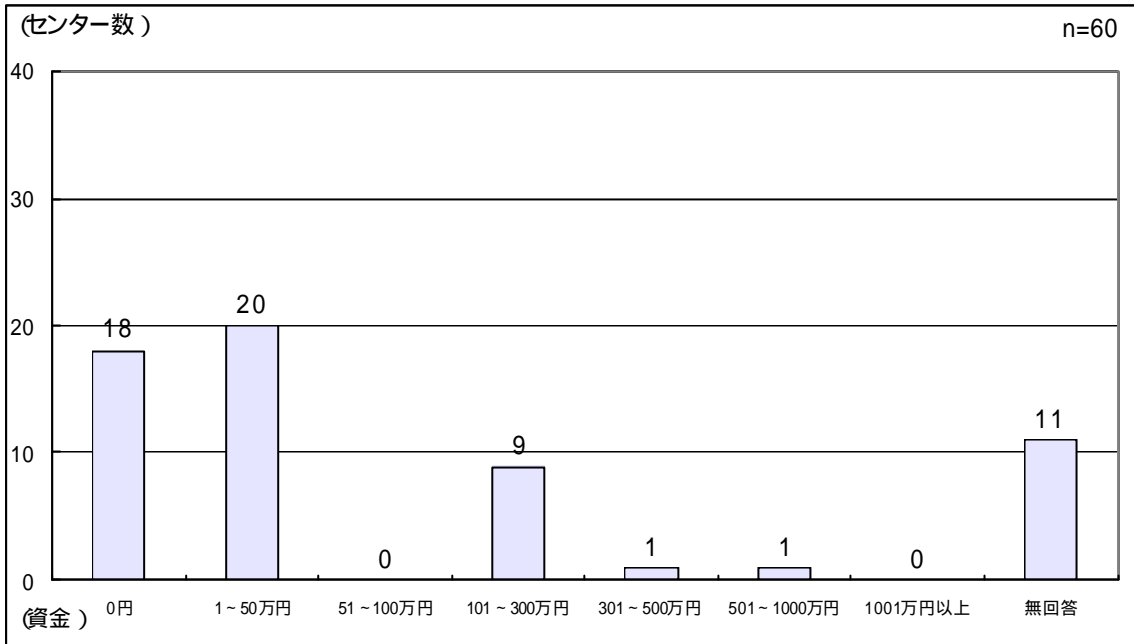
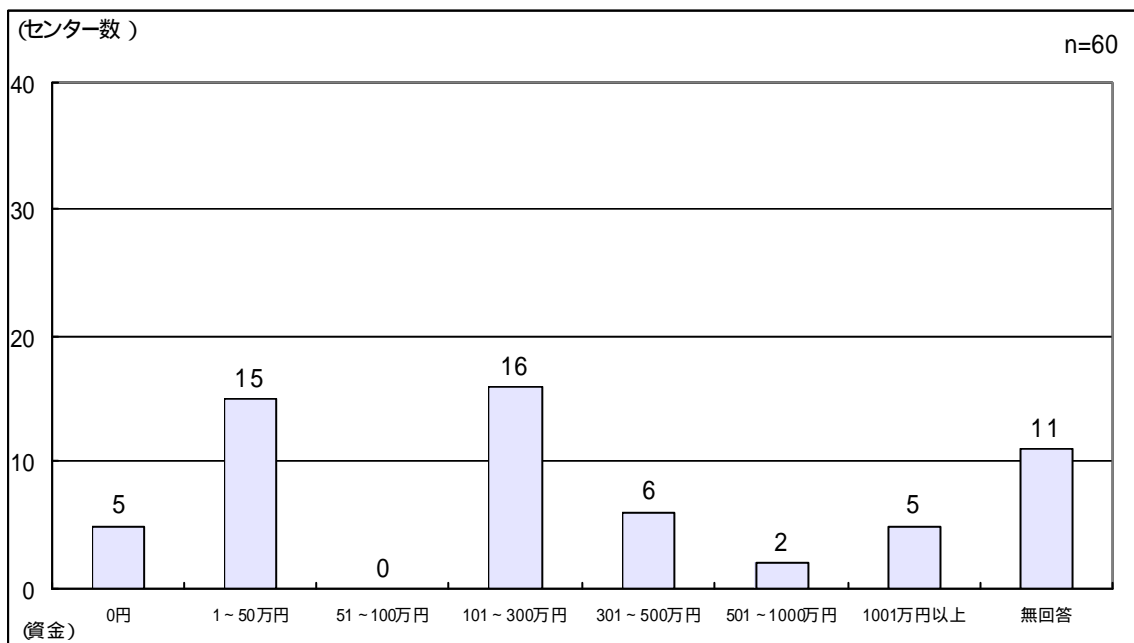


図3 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額

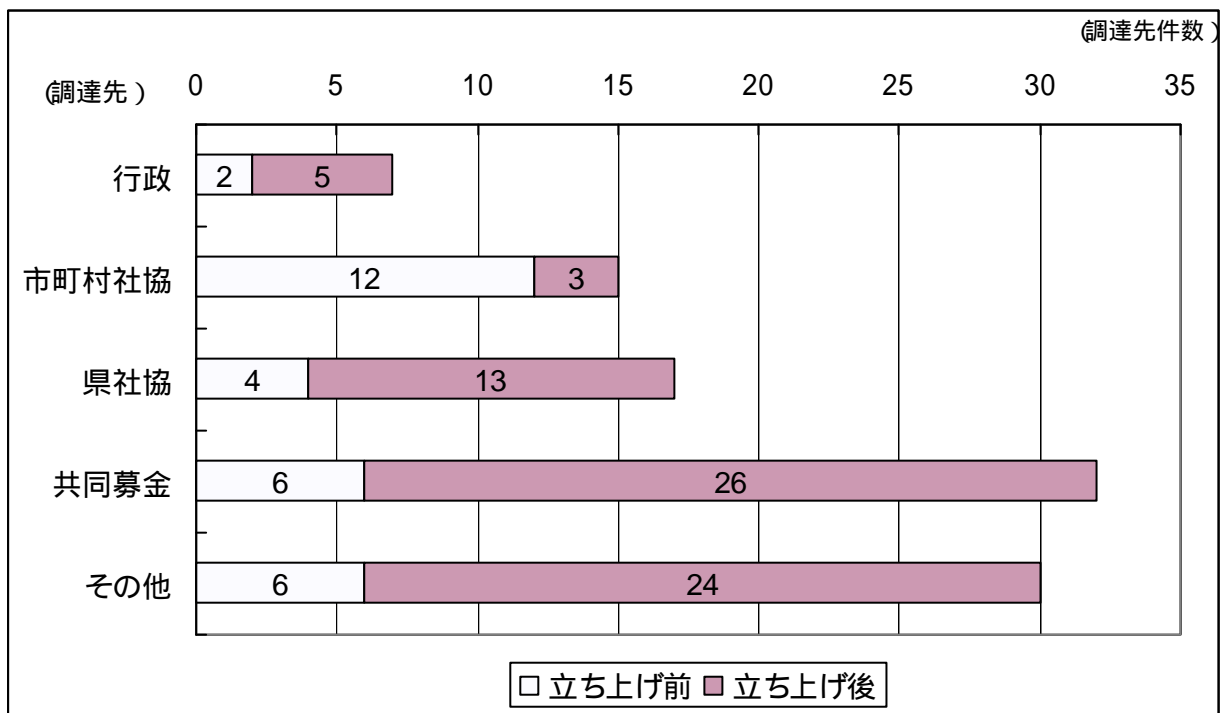


資金の調達先

ボランティアセンターの設置及び運営のための資金の調達先は、図4の通りである。
(資金を複数の調達先から調達しているセンターもあることから、同図では調達先の件数で示していることに留意。)

中央募金会、都道府県共同募金会が設置している「災害ボランティア活動支援制度」を活用したケースが多く見られ、次いで、市町村の社会福祉協議会(以下「社協」という)、都道府県社協からの調達が多い。「その他」には企業や一般からの寄付などが含まれる。

図4 設置時・運営時の資金の調達先



2. 災害ボランティア活動にかかる資金の内容

(1) 災害ボランティア活動にかかる資金

資機材の調達

災害ボランティアセンターを運営していくには、ボランティアが使用する資機材が数多く必要となる。上記アンケート調査の結果でも、「手持ちの用具もなく、仮に調達するとなると資金的にも、市内の店にある在庫面からも、苦しかった」との回答があった。また、外部からの資材の寄贈は非常に役立ったとのコメントもあった（この場合、資材を被災地外からボランティアセンターに輸送するための経費がかかっている）。

また、「平成16年度防災とボランティアのつどい」（16年12月4日、内閣府主催。詳細は内閣府防災HPを参照 <http://www.bousai.go.jp/vol/tsudoi/>）でも、「他県から資機材をトラックで調達することができて、非常に活動する上で助かった」との意見があった。

（参考例）岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

作成主体：岩手県、平成12年3月作成

図9 災害ボランティア活動貸与備品一覧

貸与装備品一覧

区分	貸与装備品	用途・使用方法
最低限 装備す るもの	●手袋・軍手	被災地の大部分の救援活動について、手袋・軍手の装備が必須になります。活動内容によっては、素材の選定についても考慮しなければなりません。
	●ゴム長靴	活動中に足元へ水が染み込むのを防いだり、突起物や小動物による切傷から保護するため、ゴム長靴の装備が必須になります。
	●マスク	被災後は当面、土埃や粉塵が多く浮遊していますので、移動・活動中はマスクを装備します。
活動の 内容に よって 装備す るもの	●ゴム手袋	重油・泥土砂の除去作業や、家具・食器の洗浄等、水仕事をする際はゴム手袋を装備して、水の染み込みや切傷・バイ菌から手腕を保護します
	●雨具・合羽	雨天時に体を冷やして体力の低下を防ぐため、雨具・合羽を装備します。重油・泥土砂の除去作業でも、汚れから身体を保護する最適な装備です。
	●安全靴	ガレキの撤去作業をする際は、釘等の鋭利な突起物から、足元を保護するため、鉄板入りの安全靴や底の厚いワークブーツを装備すると万全です。

ボランティア保険

災害ボランティアの活動保険は、一人当たりの掛け金の額は小さいが、長期的な活動となれば、その合計金額は大きくなる。また、被保険者の名簿管理のコストも合わせて大きくなる。そこで、上記アンケート調査でも、「センターが負担するのか、またボランティアが負担するのか、判断に迷った」とのコメントがあった。

(2) 災害ボランティアセンターの運営にかかる資金

被災状況を踏まえ、被災者のボランティアニーズを収集し、ボランティアの方々の受付窓口となり、活動内容を割りつけ、効率的な活動を支援し、活動後の報告を受け、かつ活動を全体的に調整する災害ボランティアセンターの役割は、いうまでもなく重要であり、その役割を果せるように運営していくためには、一定水準の拠点としての整備が必要となる。

既存のマニュアル等でも、災害ボランティアセンターに必要な物品や、センターレイアウト図が紹介されている。

災害ボランティアセンターの物品は初動期に短時間で調達する必要があり、資金確保の制約がある場合はなおのこと、借りられるものは手を尽くして借り、足りないものを購入することになるであろう。

(参考例) 岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋(大規模災害を想定)

作成主体: 岩手県、平成12年3月作成

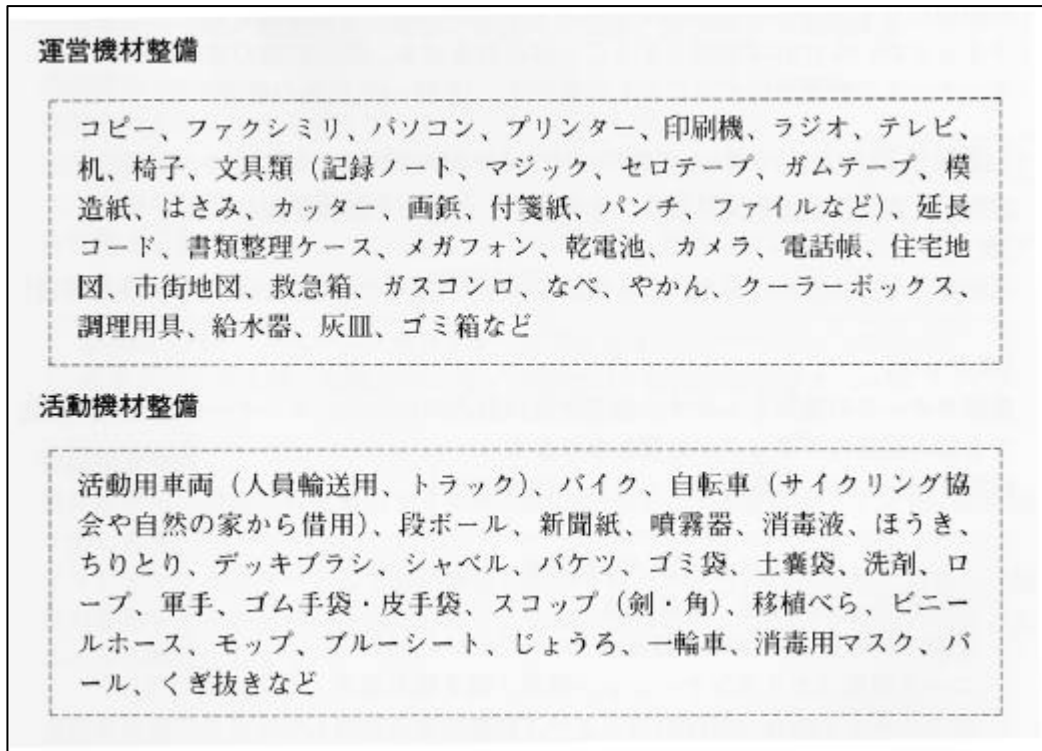
図6 災害ボランティアセンター本部で準備する機材とその用途

機 材	用途・使用法
●集会用テント	炊き出し、休憩所、物資保管、臨時事務所
●携帯電話、携帯FAX	電話回線の不通時の通信手段
●簡易無線機、トランシーバー	主要な職員及びボランティアとの連絡
●ワープロ、コピー機、印刷機	資料、情報紙の作成、チラシの作成
●発電機(ガソリンエンジン仕様)	停電時の臨時電源、無線機等の充電
●ハンドマイク、拡声装置	説明や合図
●投光器、ガソリンランタン	夜間照明
●腕章又は名札	救援ボランティアを証明する。(100~300人)
●掲示板、黒板、ホワイトボード	情報連絡用、依頼票の張り出し
●非常食(保存食)	災害直後、泊り込み職員等の当面の食料3日分
●非常用飲料水	1人1日3リットルを目安に人数分、3日分
●寝具、寝袋	泊り込み職員用、想定される人数分
●用紙、筆記用具	情報紙作成や事務処理用として

(参考例) どうつくる!? 水害ボランティアセンターより抜粋

作成主体: どうつくる!? 水害ボランティアセンター編集委員会、平成 11 年 5 月作成

図7 水害ボランティアセンターおよび水害ボランティア活動に必要な物品リスト



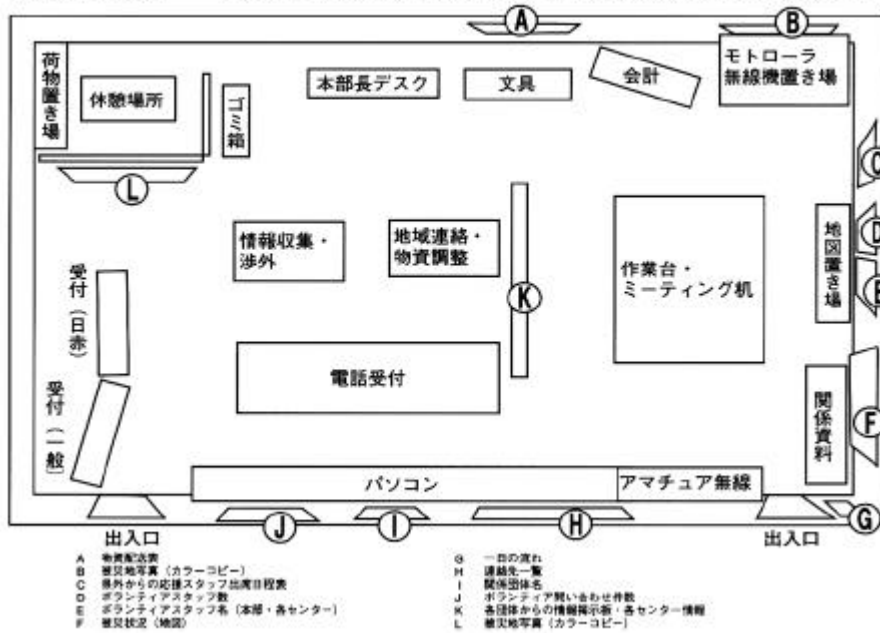
(参考例) 思いがひとつに～東海豪雨ボランティア活動の記録～より抜粋 作成主体: 「思いが

ひとつに～東海豪雨ボランティア活動の記録～編集委員会、平成 13 年 6 月作成

図8 2000 年東海豪雨水害における本部レイアウトの例

〈本部レイアウト反省と提案〉

○ 9月15日(金) —— 12日の準備段階からすでに数回のレイアウト変更後、資機材もそろい機能的になる



各地の災害ボランティアセンターの情報を一括する本部のレイアウトであるため、資機材が充実している。

3 . 災害ボランティア活動に活用できる基金の事例

災害時のボランティア活動及びその活動の核となる災害ボランティアセンターの運営の資金確保ために活用できる制度（財源や調達できる主体）について、都道府県へのアンケート調査（「災害ボランティア・災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。都道府県の防災担当部局へのアンケート）の結果等を踏まえてまとめると、表1のようになる。

表1 災害ボランティア活動・センター運営の資金確保に活用できる制度

	財源	制度例
都道府県共同 募金会災害支 援制度	全国の赤い羽根募金など共同募金への寄付の一部を積み立てていたもの	「災害支援制度」(赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度)が各都道府県単位で設置されている
都道府県独自の 基金制度等	都道府県下および県外からの募金など、各都道府県によって違う	「災害ボランティア活動のための専用基金」「災害ボランティア活動のための専用募金」「災害ボランティア活動にも活用できる基金」の3つの種類がある。

都道府県共同募金会災害支援制度

（支援対象）

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

（限度額）

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ：100万円以内
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設：300万円以内
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所：300万円以内

以上、中央共同募金会「災害支援制度運営要綱」より抜粋

都道府県レベルの基金制度等

災害ボランティア活動を対象にした専用の基金制度が各地で設置されている。地方自治体だけでなく、都道府県社会福祉協議会、また独自の協議会が設置している。

また、京都では、災害発生直後に災害ボランティア活動のための募金制度を創設し、資金を確保する制度が発足した。

それぞれ募金活動による財源、独自の財源など様々であり、支援対象や金額などが違っている。

表2 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の基金

都道府県	基金の名称	設置団体名	基金の規模(万円)	特徴
福井県	福井県災害ボランティア活動基金	福井県	67,700	ナホトカ重油災害の時の義援金を財源に設置された。県外での活動やボランティアの訓練にも活用できるのが特徴
静岡県	公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド	静岡県	5,000	県費や寄付による財源を公益信託による運営をしている点の特徴。
秋田県	秋田県災害ボランティア基金	秋田県社会福祉協議会	3,200	・財源は、日本海中部地震での義援金 ・県の財団が持っていたが、その財団がなくなるため 受け皿となった ・3200万の財源の内、200万で、コーディネーター育成講座を実施
新潟県	災害ボランティア基金	新潟県社会福祉協議会	3,000	新潟県集中豪雨水害、新潟県中越地震でのボランティア活動を支援するために設置。募金により財源を確保している
鳥取県	災害ボランティア活動基金	鳥取県社会福祉協議会	2,000	・ナホトカの時に、民間からの寄付がありそのお金を積み立てた ・昨年は台風23号(豊岡)、中越地震のボラセンへの職員派遣に活用 ・ボランティアにも活用できるように実施要綱の改正を行った(今年度)
青森県	災害救援ボランティア活動基金	青森県社会福祉協議会	250	・財源は善意銀行(企業からの寄付) ・新潟県中越への職員派遣に活用した ・ボランティア活動にも活用できるが今年度の実績はなし
高知県	こうち災害ボランティア活動支援基金	こうち災害ボランティア支援募金運営協議会	135	NPO法人、社会福祉協議会等による運営協議会が運営している。県外での活動にも活用できるのが特徴。

基金ではないが、災害が起きた場合、即座に災害ボランティア活動のための募金制度を設置する制度もある。資金は配分委員会の審議を通じて、全額が活動とその支援のために活用される。

表3 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の募金

都道府県	基金の名称	設置団体名	基金の規模(万円)	特徴
京都府	京都府災害ボランティア活動支援資金	京都府社会福祉協議会	300	平成16年度の水害における災害ボランティア活動を対象に設置された。今回の災害に限り募金・寄付行為による財源を確保し、分配。

また、災害に関するボランティア活動にも活用できる基金もあり、多くはボランティア活動一般のための基金であるが、さらに広い活用領域のものもある。

表4 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動にも活用できる基金

都道府県	基金の名称	設置団体名	基金の規模(万円)
福島県	公益信託うつくしま基金	福島県	120,046
山口県	ボランティア基金	やまぐち県民活動きらめき財団	120,000
長崎県	財団法人県民ボランティア振興基金	財団法人県民ボランティア振興基金	100,000
熊本県	熊本県社会福祉振興基金	熊本県社会福祉協議会	61,160
宮崎県	宮崎県ボランティア基金	宮崎県社会福祉協議会	15,000
千葉県	NTT ドコモ基金	千葉県社会福祉法人	9,225
北海道	ボランティア活動支援事業	財団法人北海道地域活動振興協会	7,900
徳島県	徳島県社会福祉協議会地域福祉協議会地域福祉推進等基金	徳島県社会福祉協議会	2,000
岡山県	岡山県社会福祉協議会災害時救護活動資金積立金	岡山県社会福祉協議会	1,000
佐賀県	佐賀県地域福祉振興基金	財団法人佐賀県地域福祉振興基金	317
埼玉県	ひまわり基金	埼玉県社会福祉協議会	140
奈良県	奈良県中央善意銀行	奈良県社会福祉協議会	50
山梨県	山梨県地域活性化促進事業費補助金	山梨県	15

表2に紹介した基金を活用し、実際に活用された災害とその時期、金額は下記の通りである。

表5 都道府県における災害で活用された基金の時期と金額規模

	災害名	活用した時期	基金と資金の総額 (万円)
青森県	新潟県中越地震	平成16年11月から	50
新潟県	7.13新潟豪雨	平成16年7月から平成16年8月	2,000
	新潟県中越地震	平成16年10月から	未定
福井県	福井豪雨災害	平成16年7月～8月	7,200
	台風23号被害 兵庫県	平成16年10月～11月	44
	新潟県中越地震	平成16年11月	210
鳥取県	鳥取県西部地震	平成12年10月	580
高知県	兵庫県台風災害	平成16年10月～平成16年11月	12
	新潟県中越地震	平成17年1月から	44
	香川県高潮災害	平成16年9月から	9
	7.13新潟豪雨	平成16年7月	66